

羽村市障害者計画、第6期羽村市障害福祉計画及び第2期羽村市障害児計画（案）の意見公募手続の結果について

羽村市障害者計画、第6期羽村市障害福祉計画及び第2期羽村市障害児計画（案）の意見公募手続を令和3年1月15日から2月15日まで実施し、5人の方から21件の意見がありました。受け付けた意見の要約と市の考え方をお知らせします。

No.	受け付けた意見（要約）	市の考え方
1	<p>P37 3 自立を支援する基礎づくり</p> <p>支援者の高齢化により、障害のある人が、本人及びその家族の相談に総合的な支援を望んでいます。窓口を一つにさせていただきたいと望んでおります。</p>	<p>P37の記載は「取り組むべき主な課題」として整理したもので、障害のある方からの相談については「基本目標2安心してサービスを利用できる仕組みづくり（2）相談体制の充実」に施策として整理しております。ここに記載のとおり障害のある方からの相談については関係機関との連携を図り総合的な相談体制の充実につなげていきたいと考えております。</p>
2	<p>P55 障害者団体の支援（障害者団体の福祉活動の支援を目的とし、その団体に対し、運営費の一部を助成します。）</p> <p>その団体の実績を毎年見直し、多くの団体に助成してください。</p>	<p>障害者団体への助成につきましては「羽村市障害者団体運営費助成要綱」に基づき実施しております。ご意見については今後の参考とさせていただきます。なお、障害者団体への支援につきましては、経済的支援に限らず活動支援や相談支援等、可能な方法により側面からサポートしていく考えであります。</p>
3	<p>P36 市内のボランティア団体による福祉活動の拡充に向けて支援の方法を検討する。</p> <p>実際に具体的に資金援助や活動をサポートしてほしい。</p>	<p>P36の記載は「取り組むべき主な課題」として整理したもので、具体的にはP54「施策の方向性（3）地域ぐるみの協力体制の整備」の主な施策①「ボランティア活動の支援」に掲げた事業を通してボランティア活動を支援してまいります。</p>

4	<p>P76 P120 展示、販売の促進（社会参加を促進するため障害のある人の作成した製品を常時展示、販売するコーナーの設営）</p> <p>是非、実現してください。家で絵を書いたり、手作りしている方々の励みになります。そして、それを望んでいます。福生プチひまわりのように当事者さんが準備したり、販売したりと社会参加の練習にもなります。（その場合、親かボランティアさんが一緒に参加したほうが良いかと思えます。）</p>	<p>常設展示につきましては、展示場所や方法も含め関係機関とともに検討をしていきたいと考えております。また現在、障害者週間に関連して市役所ロビーで障害のある人の作品展示を行っています。今後はこれを発展させる形でより多くの方の展示が行えるかなどの検討をしてまいります。販売についても関係団体等の意見を踏まえ検討していきたいと考えております。</p>
5	<p>P86 「親なき後」への備え（親なき後の自立した生活ができるようにグループホームへの入居、体験の機会および場の提供）</p> <p>是非、お願いしたい。生活体験をしてみて様々な困りごとが見えてくると思えます。</p>	<p>「グループホームの入所体験」等、障害のある方の地域での生活を支援する地域生活支援拠点の整備については、地域自立支援協議会等であり方の検討をし、市内の居住支援機能及び地域支援機能を担う既存施設・事業所等による面的整備型の拠点の構築を目指します。</p>
6	<p>障害者への理解、交流として</p> <p>ゆとろぎや福祉センターなどの喫茶でボランティア活動として、本人および支援者が仕事を体験。市民にも理解してもらえし、自然な形で交流の場になるのではないかと思います。</p>	<p>「基本目標1ともに生きる地域づくり（2）理解と協力の促進」に対するご意見として参考とさせていただきます。</p>
7	<p>1)「展示・販売するコーナー」について</p> <p>設置される「常時展示・販売するコーナー」ですが、製品等を常時展示販売する「商店」のような形態だけでなく、テーマによって期間を決めて展示できる「ギャラリー」のような形態のコーナーの設置も望ましいと考えます。そうした展示コーナーは「施策の方向（2）スポーツ、文化活動の促進 主な施策②文化芸術活動の充実」とも関連して、必ずしも「製品」として販売する目的で作るばかりでない、カルチャー活動としての「作品」の展示も同じコーナーを活用することができます。そして、展示だけが目的でなく販売</p>	<p>「基本目標5就労と社会参加の支援の充実（1）雇用・就労の促進①雇用・就労の促進119 展示・販売の促進」及び「（2）スポーツ、文化活動の促進②文化芸術活動の充実」へのご意見として参考とさせていただきます。</p> <p>常設展示につきましては、展示場所や方法も含め関係機関とともに検討をしていきたいと</p>

	<p>も可能な場所設定であれば、「作品」を販売するという「画廊」のような機能を持つこともできます。これは「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の第3条「三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等（以下「障害者の作品等」という。）の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること」でもあり、本市で実現できれば望ましいことであると考えます。</p> <p>しかし、販売ということを考えると、販売に関わるスタッフが兼務であっても常駐するする必要があり、市内の社会資源から考えると実現可能な場所は多くは考えられません。まったく関係者の意図などを考慮しないで言うとすれば、スマイルカフェのような場所が望ましいと思います。あえて、他の可能性で言えばコミュニティセンターや郷土博物館のロビーに福祉カフェ併設で設置するというようなことも考えられましょう。</p>	<p>考えております。また現在、障害者週間に関連して市役所ロビーで障害のある人の作品展示を行っています。今後はこれを発展させる形で多くの方が展示できるかなど検討してまいります。販売についても関係団体等の意見を踏まえ検討していきたいと考えております。</p>
8	<p>2)「福祉避難所」に関わる組織の設置について</p> <p>設置される「福祉避難所」は、行政的には障害者、高齢者と区分される対象者が利用することになりますが、そこには少数であっても多様なニーズが存在することが想定されます。また、福祉避難所の運営を当事者であることになっても大きな困難を伴います。そこで、災害時要支援者等を対象とする防災計画について意見聴取や情報収集、さらには地域の組織化の促進を図る組織を設置していただきたいと思っております。</p>	<p>福祉避難所については多様なニーズが想定されることは認識しており、実際の運用については関係団体の意見も踏まえ今後検討していくことになると考えております。ご意見についてはこの運用を検討していく際の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>全体的に、障害福祉計画と障害児福祉計画に該当する部分が明確ではない。構成を見直した方が良いのではないのでしょうか。</p>	<p>本計画は、前回計画（平成30年度～令和2年度）からこの構成で障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の3つの計画を一体化して策定しているものです。ご指摘のご意見については計画策定時に参考とさせていただきます。</p>

10	<p>障害者は市役所へ手続きに行くのも大変である。市役所窓口の手続きを自宅ですることができるようにないと良いと思う。</p>	<p>「基本目標 1 とともに生きる地域づくり (1) 差別解消と権利擁護③行政サービスにおける合理的配慮の推進」に対するご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>基本目標 4 の施策 1 に「早期発見・切れ目のない支援の充実」とあるが、「切れ目のない支援」は障害児全体に対する概念であり表現として適切ではないのでは。</p>	<p>ご指摘の意見については計画策定時に参考とさせていただきます。</p>
12	<p>1. 障害者の社会参加について (1) 障害者も何らかの形で社会参加したい望んでいる。是非制作した作品を常時展示・販売できるコーナー（市役所・福祉センター・観光協会等）を設置してほしい。 (2) 市の公共施設（例えば福祉センターの喫茶いちよう等）でボランティア活動に支援者とともに参加させてほしい。又、できれば市役所内に福祉喫茶を作ってほしい。自然な形で市民との交流と障害者理解になるのではないかと考える。</p>	<p>（1）No4 で回答したとおりです。 （2）P54 主な施策①ボランティア活動の支援へのご意見として参考とさせていただきます。</p>
13	<p>2. 障害者理解について 学校の中でも、随時、福祉教育を続けてほしい。思春期、中学生の頃は、精神障害の初発が多いと言われていいる。講演会等で保護者・学校関係者等に啓蒙してほしい。早期発見・治療が慢性化、重症化の予防になると考えられる。</p>	<p>学校における「障害者理解」につきましては、「基本目標 1 とともに生きる地域づくり (2) 理解と協力の促進①福祉教育・学習機会の拡充」に記載した事業により推進してまいります。</p>
14	<p>3. 生活支援について 親なき後の自立の一つとして希望者にグループホーム等での生活体験をさせてほしい。</p>	<p>No5 でお答えしたとおりです。</p>

15	<p>4. 仕事について</p> <p>福祉就労の賃金が最低賃金より大幅に少ない。毎日通所しても経済的な自立は難しい。公的な支援がほしい。又、是非ともA型の作業所をつくってほしい。</p>	<p>福祉就労の賃金については各事業所の判断によるものと考えております。市としては「基本目標5（1）雇用・就労の促進」において、各事業所の企業からの受注促進及び授産製品の販路拡大への支援を行うことにより、各事業所の工賃向上につながるきっかけづくりの支援をしてまいります。</p> <p>A型作業所のご意見については参考とさせていただきます。</p>
16	<p>1. 共に生きる地域づくり、自立を支援する基盤づくり</p> <p>・家族を包括的にとらえ、地域で安心して生活が続けられるように支援の質が落ちないように継続してほしい。</p> <p>介護者が突然の事故等で動けなくなったとき、高齢福祉と障害福祉と連携し、高齢福祉のケアマネージャーや、障害福祉の相談員は、その家族を包括的にとらえることができるようにしていただきたい。精神障害をもつ場合、障害サービスを使っていなくて精神の訪問看護事業のみを使っている人もいます。障害関係の計画相談員がない場合があります。ケア会議には訪問看護保健師、そして、家族、当事者の参加を呼び掛けてほしい。精神の訪問看護は高齢の訪問看護と異なり、生活の様々な見守りの中で、精神障害を持つ人の症状（日により波がある。眠れていない。起き上がれない。返事ができない。尿失禁で蒲団がびしょりしていたり等）を理解していて、コミュニケーションが取れる。</p> <p>・介護保険と障害サービスを選択できるように</p> <p>65歳になったら介護保険ありきでなく障害のサービスも選択できる様にしてほしい。</p>	<p>障害のある方からの相談については、P58（2）相談体制の充実①各種相談体制の充実に記載のとおり、必要に応じて関係機関と連携を図り障害福祉サービスの利用支援等を行っております。</p> <p>介護保険と障害サービスについて 65歳到達後は、基本的に介護保険が優先されますが、本人の特性や必要性を踏まえ、介護保険に無いサービスについては障害サービスの利用は可能であります。今後もサービスの円滑な移行に努めてまいります。</p>

17	<p>2. 理解と協力の促進 福祉教育の充実</p> <p>統合失調症は 100 人に一人はかかる当たり前の病気で、治療環境、生活環境等を調整すれば、症状に振り回されずに、地域生活が送れる障害です。また、精神障害を持つ人も家族も自分の生きつらさを話すことができる人が出てきた現在、教育の場、民生委員会の場等の講演会の講師として、また、色々な機会を使つての交流の場を使つていただきたい。</p> <p>障害者理解</p> <p>それぞれの障害をお持ちの方の生活のしずらさの理解が大切です。家族や当事者の生きつらさがわかる雑誌「みんなねっと」公益社団法人全国精神保健会連合会出版の行政関係機関での購読をお願いしたい。</p>	<p>福祉教育の充実について、学校教育に関する意見につきましてはNo. 13でお答えしたとおりです。その他のご意見につきましては、障害者週間に実施する講演会等の参考とさせていただきます。</p> <p>障害者理解については「基本目標 1 とともに生きる地域づくり (2) 協力と理解の促進」により取り組んでまいります。ご意見については参考とさせていただきます。</p>
18	<p>3. 障害者団体の支援</p> <p>精神疾患は思春期の発症が多い中途障がいです。初めて精神疾患の病名を聞き、当事者も家族も戸惑います。どのように現状を受け止め折り合いをつけて生きていけばいいのか、そのような状態の家族にとって家族会の活動は大切なものです。安定した運営ができる様助成をお願いしたい。</p>	<p>P55 主な施策②障害者団体の育成支援へのご意見として参考とさせていただきます。なお、障害者団体への支援につきましては、経済的支援に限らず活動支援や相談支援等、可能な方法により側面からサポートしていく考えであります。</p>
19	<p>4. 安心してサービスを利用できる仕組みづくり 経済的支援を</p> <p>これからの大切な情報手段であるスマホを安心して利用できるよう、経済的支援が欠かせません。薬が常時必要な精神障がいを持つ場合、他疾患もかかりやすくなります。障害者医療費助成制度（マル障）を精神障害者手帳 2 級所持者にも広げてください。また、経済的支援として、他障害に出ている福祉手当を精神障害者手帳所持者に適応してください。</p>	<p>障害者医療費助成制度（マル障）については東京都の制度となります。その他は「基本目標 3 自立を支援する基盤づくり (1) 地域生活を支えるサービスの充実②経済的支援」へのご意見として参考とさせていただきます。</p>

20	<p>5. 日中活動の充実</p> <p>事業所利用の中断した人の調査をし、必要に応じて働きかけをお願いします。</p> <p>地域活動支援センターや就労継続事業所等の利用中断になっている人へ訪問をして、現状を把握するようにして、事業所内の環境調整も入る働きかけをしてほしい。そして、アウトリーチサービス等多職種が連携し訪問するサービスを作って欲しい。</p>	<p>事業所利用を中断されている方への働きかけについては関係機関の連携強化により対応が可能と考えております。なお、本計画において、障害のある人全般に対し関係機関が機能的に連携し障害のある人の地域生活の支援を行う地域生活支援拠点の面的整備型の拠点の構築を目指しています。</p>
21	<p>6. 就労と社会参加の支援充実</p> <p>市役所内実習事業</p> <p>精神の障害を持っている方たちは様々な個性が豊かな人です。字がきれいな人、記憶力が並外れて良い人、空間把握が得意な人、歴史資料館の説明が得意な人等々それぞれの特性を見つけられる市役所実習になればその後の就労にもつながりやすいです。また、実習には、市役所内の働いている公務員の方たちも学べる機会になってほしい。ゆとりを持ち、休憩時に他の公務員の方たちと交流をし、精神の特性である、常時の服薬の必要性、易疲労性、緊張性、波があることを理解し、症状はその人のほんの一部であることを理解していただきたい。</p>	<p>市役所内実習事業については、就労支援センターエールと共同で参加者の障害特性を考慮したうえで実施しております。ご意見については今後の事業の参考とさせていただきます。</p>